

活用見込みのない耕作放棄地を非農地へ

(奈良県桜井市農業委員会)

担い手への
農地利用の
集積・集約
化

遊休農地の
発生防止・
解消

新規参入の
促進

農業委員会
の体制強化
(等)

1 地区の特徴・状況、課題

桜井市は奈良県の中央北部に位置し、大阪市内まで約40kmで、車で1時間程度の通勤圏内であり、山林が市の66.5%を占め、大和青垣国定公園や歴史的風土保存区域等がある自然豊かな環境に恵まれた地です。

市の面積は、約98.9km²(市街化区域:10.1km²、市街化調整区域:88.8km²)で人口が57,647人(平成30年5月31日現在)です。また、邪馬台国の女王卑弥呼の墓として伝えられる箸墓古墳をはじめ多くの遺跡等があり、考古学ファンらが訪れる歴史ロマンあふれるまちでもあります。

農地活用としては、主に平坦部では水田、山間部では棚田・畑や傾斜面を活かし果樹園等に利用されています。

- 市の半分以上が山であり、山間では農地の集積は難しく、近年、鹿や猪等の獣害被害が深刻化しており、人口減少に伴い山林・原野化している農地が増えている。
- 大阪市へは通勤圏内であるため兼業農家の比率が高く、現在の農業の担い手の高齢化と後継者不足により、農地の遊休化が増える深刻な問題となりつつある。
- 場所によっては埋蔵文化財の発掘調査(費用等)が基盤整備等の障害となることもあり、農地の集積が難しい土地柄であるため、農地の維持・管理も含め再生困難な耕作放棄地の非農地判断により適正な土地利用を進める必要がある。



2 課題解決に向けた活動(農地利用の最適化の推進の取組と工夫)

- 航空写真により遊休農地の山林・原野化が進む山間部を含む5地区を抽出し、利用状況調査時に農業委員及び農地利用最適化推進委員と一緒に現地確認を行い、その後、所有者へ「山林化、原野化した農地を農地基本台帳から除外することについて(事前のご案内)」の通知により予め所有者等の意向を確認し、非農地判断リストを整理の上、農業委員会総会にて非農地判断の議決の後、非農地通知を行い、適正な土地利用を図った。

3 活動(取組と工夫)の結果

非農地判断による成果

○ 荒廃農地面積 平成29年度 266.1ha→平成30年度 62.8ha予定 (非農地判断予定面積:203.3ha)